

# 福岡地方労働審議会議事録

## 家内労働部会

1 日時 : 平成21年12月7日(月) 13:57~16:05

2 会場 : 福岡合同庁舎 本館5階 共用第4会議室

3 出席者 : 【公益代表委員】 3人(定数3人)  
上島 俊一  
花崎 正子(部会長)  
益村 真知子

【家内労働者代表委員】 2人(定数3人)  
上田 静男  
上野 茂伸

【委託者代表委員】 2人(定数3人)  
佐藤 啓司  
靄 繁樹

【福岡労働局】  
労働基準部長 谷藤 仁  
賃金課長 栗山 繁久  
課長補佐 角谷 泉  
専門監督官 満井 憲嗣  
ほか

### 4 主要議題

- (1) 部会長及び部会長代理の選出について
- (2) 福岡県における家内労働の現状について
- (3) 福岡県男子服製造業家内労働実態調査について

### 5 審議内容

課長補佐

定刻より少し早めでございますが、ただ今から福岡地方労働審議会家内労働部会を開催させていただきます。

本日は、今期初めての家内労働部会でございますが、まだ、部会長並びに部会長代理が選出されていませんので、事務局より進行を務めさせていただきます。

進行役の賃金課長補佐の角谷でございます。よろしくお願ひ致します。

最初に辞令についてでございますが、皆様には今回家内労働部会委員にご就任いただきまして、福岡地方労働審議会の本審委員の方は、すでに辞令は交付されております。家内労働部会委員のみの方は、本日交付させていただきますが、時間の都合により、あらかじめ机の上に置かせていただいておりますので、ご確認いただきたいと思います。任期は、平成21年10月15日から平成23年9月30日までとなっております。

今期は、公益代表委員1名、委託者代表委員1名がお代りになっておられますので、各委員をご紹介申し上げます。お手元の資料No.1の委員名簿の順に読みますので、ご起立願ひします。

(資料No.1 委員名簿読み上げ)

今後2年間よろしくお願ひ致します。

次に、事務局の紹介をさせていただきます。

(事務局紹介)

ここで、事務局を代表致しまして、谷藤労働基準部長より、皆様に一言ご挨拶を申し上げます。

労働基準部長

本日はお忙しい中、家内労働部会にご出席いただきまして、ありがとうございます。本日もご出席の皆様におかれましてはこの度家内労働部会委員にご就任いただき心からお礼申し上げます。

私ども行政が進めております家内労働対策につきまして、皆様のご理解とご協力をいただき重ねて御礼を申し上げます。

最近の経済・雇用の状況を見ますと、昨年の世界的な金融危機以来厳しい状況が続いています。さらにこのところ円高が急激に進んでおり、政府からもデフレの宣言が出されております。

一方、雇用状況でございますが、有効求人倍率は0.3倍から0.4倍と大変低く、また来年高校卒業予定者の内定率も5割近くと大変低い状況です。そういった大変厳しい状況ですが、私ども行政も、県と連携をしながら、雇用対策に努めているところでございます。ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

本日の会議でご審議いただく家内労働の現状でございます。

家内労働者の総数ですが、全国で約17万人です。昭和48年の184万人をピークに年々減少を続けております。

この傾向は福岡県におきましても同様で、今年の4月1日現在の家内労働者数は3,587人となっております。10年間で半数近くに減少しております。

また本日の会議の議題となっております最低工賃でございますけれど、当県におきましては現在、婦人服製造業と男子服製造業の二業種の最低工賃が設定されております。これまで数回にわたり最低工賃改正計画に基づき改正がされており、今年も第9次3か年計画に基づきまして、男子服製造業の改正が計画されております。しかし、昨年以来の景況を考えますと、この時期に改正が行える状況か否か判断の難しい要素があります。男子服製造業につきましては、その業種にかかる実態調査を実施しております。後ほど事務局の方から、調査結果を皆様に申し上げるところでございますけれど、この実態調査の結果を踏まえまして、委員の皆様にご審議をいただく予定でございますので、その所も併せてよろしくお願い申し上げます。

それと併せまして、今後の家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図る観点から家内労働施策全般にわたりご意見を頂ければありがたいと思っております。

簡単ではございますが冒頭の挨拶とさせていただきます。

課長補佐

次に、定足数でございますが、本日は、家内労働者代表委員の砂長委員、委託者代表委員の安濃委員がご欠席でございますが、地方労働審議会令第8条第3項に基づく部会開催に必要な定足数は満たされていますので、その旨ご報告致します。

それでは、議題(1)の「部会長及び部会長代理の選出について」ですが、部会長及び部会長代理の選出は、地方労働審議会令第6条第5項及び第7項において「公益を代表する委員のうちから委員が選挙する」となっております。当部会では、従来から公益代表委員で互選していただき、その結果を部会で承認していただくという慣例となっております。今年も従来どおりの取扱いでよろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

課長補佐

ありがとうございます。それでは事前に公益代表委員で互選していただいておりますので、その結果を事務局からご報告いたします。

部会長に花崎委員、部会長代理に上島委員ということでございました。皆様よろしいでしょうか。

各委員

(異議なし)

課長補佐

それでは、部会長を花崎委員、部会長代理を上島委員にお願いいたします。花崎部会長に一言ご挨拶をお願い致します。

部 会 長

部会長を賜りました花崎でございます。どうぞよろしくお願い致します。

先ほど労働基準部長からございましたように長引く不況、先行き不透明な経済状況の中で、家内労働者におかれましても、委託者におかれましても、先行きがどうなるのかと思っていらっしゃるものと思います。特に、縫製関係のように海外との競争が著しく激しいところでは、困惑されているだろうと思います。

福岡県は家内労働者数、委託者数の減少というものは、全国と比較しますと、少ないです。そういう状況の中で、この会が目指します家内労働者の労働条件確保に向かって、皆様に十分ご討議をいただきまして、よりよい建議ができることを私は願っています。活発な議論をいただきますことを期待しております。

皆様のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

課 長 補 佐

ありがとうございました。ここからは、部会長に議事進行をお願い致します。部会長よろしくお願い致します。

部 会 長

それでは、引き続きまして、議事を進めてまいります。どうぞよろしくお願い致します。

本日の議事録の署名を家内労働者代表委員は上野委員に、委託者代表委員は佐藤委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

それでは議事の(2)「福岡県における家内労働の現状について」ですが、事務局からご説明をお願いします。

賃 金 課 長

(資料番号 NO. 5 により委託者数・家内労働者数の推移、委託者・家内労働者数の男女別・類型別推移(福岡県)、業種別委託者数・家内労働者数(福岡県)、地区別委託者数及び家内労働者数(福岡県)を説明)

専 門 監 督 官

(資料番号 NO. 5 により食料品製造業家内労働事例1、食料品製造業家内労働事例2を説明)

賃 金 課 長

(別冊「家内労働のしおり」により家内労働法のあらまし、家内労働対策の概要、家内労働の現状を説明)

専 門 監 督 官

(資料番号 NO. 6 により平成21年福岡県男子製造業家内労働実態調査結果を説明)

部 会 長

ありがとうございました。

ただ今、議題2それから議題3について説明がありましたので、分けて質問等を受けます。

まず議題2について、資料番号 NO. 5 に基づいた説明と「家内労働のしおり」

について説明していただきました。この2つのことにつきまして、何かご質問、ご意見などがありましたら、おっしゃっていただきたいと思います。

益村委員

資料番号NO. 5の15ページ、業種別委託者数・家内労働者数の食料品製造業の割合が全国で1位であるからということで事例発表をされましたけれど、先ほど配られた「家内労働のしおり」の14ページ、15ページの第2表を見ますと、確かに食料品製造業は福岡が1位ですが、「業種」に占める割合は比較的少ないです。情報通信機械器具製造業についても福岡は1位になっておりますが、「業種」に占める割合については小さいです。

そんな中で質問したいのは、平成20年の「業種」の中で最もウエイトが高いのが繊維工業でその次が電気機械器具製造業となっておりますが、それらの中で福岡県が何位になっているかわかれば教えてほしいと言うことと、電気機械器具製造業の中でもトヨタが宮若市に進出しておりますし、日産も苅田町に進出しております。そうすると自動車部品組立に何らかの波及効果があるのではないかと推測するのですが、そのあたりがどうなっているのか分かれば教えてください。

部会長

ただいまのご質問は2つございました。まず、前のほうの質問について事務局をお願いします。

賃金課長

ご質問いただきました繊維工業など全体としてどうなのかという数値につきましては、申し訳ないんですが資料としてございません。ちょっと関連するところで、「家内労働のしおり」の17ページに、各県の家内労働者数などがでております。そのページの中程に家内労働者数というのがございます。総計171,705人、そこを見ていただきたいんですが、福岡が4,327人となっております。これは上から13番目にあたります。大体の位置がそんなところではないかと思っています。

それから統計的な数値を今持ち合わせておりませんので申し上げにくいところですが、自動車関連の産業の家内労働というもので一番考えられるのはワイヤーハーネスだろうと思います。ワイヤーハーネスについては「家内労働のしおり」の15ページに出しておりますが、そんなに大きな数にはなっていないと思っています。

部会長

よろしゅうございますか。ほかにございませんようでしたら、次に参ります。議題3のところの説明をすでにしていただきました。福岡県男子服製造業家内労働実態調査結果についてというところで、資料を逐一説明いただいております。その調査の結果のご報告についてご質問ございますでしょうか。

上野委員

資料の27ページの第6表ですが、ご説明がありましたように①から⑩まで「ま

つり」というものは今、工場でやるのでこういうふうに単価が決まっても実態としては適用されていないというお話がございました。

そうだろうと素人ながらにそう思います。それについては異論はないんですが、そこで適用されている工賃は三つ⑫、⑬、⑭で、その後の工程についても現在の最低工賃は適用がない状態ですよ。

そうすると、現在最低工賃が適用されているのは⑫、⑬、⑭であるわけですが、この行程表が作成された時点と今はスーツ一つ作るにしても変わっていると思うんですよ。

本来なら工賃の適用としてはこの3つしかないけれど、実はこのとき考えていないような作業が出てきて、それに対して金が払われているような新たな工程というものはないものなんですか。あっておかしくないし、労働局の方としては法的にこういう決まりになっているのでここしかお調べでないと思いますが、それ以外にこういう工程を付加しないと実態にそぐわないよねというような話が出てきてもおかしくないという気がしますんで、そのあたりがわかれば教えて欲しいと思います。

まあ、教えて欲しいという位のことで、特別何か意見を持っているわけではありません。

部 会 長                   何か調査なさった時にそのようなものがございませうか。

専門監督官               調査の中で、このような工程をもうけて欲しい、こういう工程を入れた方がよいというような意見はありませんでした。

部 会 長                   委託者側はどうなんでしょう。こういう意見はあるんじゃないでしょうか。

鶴 委 員                   その前によろしいですか。

部 会 長                   どうぞ。

鶴 委 員                   私は、今回初めて委員を仰せつかって出席しているわけですが、最初にこの会議の目的というのが、家内労働者の地位向上とか正當に委託がなされているかとかそういうものを調査して正していく目的なのか、ただ単にこういう会議をして数字を加減するだけか、目的を聞いておかないと意見が申し上げにくいと思います。

部 会 長                   今のことに關しまして、この会と将来的になさる別の会との整合性もございませう、そのことも踏まえてご説明をよろしくお願ひします。

賃金課長

資料の6ページをご覧ください。これは平成13年に労働審議会の組織が変わった時の説明図です。

右側が現行の組織図になっております。

福岡地方労働審議会にはいくつか部会がございますが、家内労働に関しては2つございまして家内労働部会と最低工賃専門部会です。

最低工賃を引き上げるもしくは新たに決定する、先ほど上野委員から違う工程もあるのではないかと、それを作ったらどうかという話まではございませんでしたが、そこまで視野を広げていけば最低工賃専門部会で審議をいただくということになります。

では家内労働部会は何をご審議いただくかといいますと、家内労働全般の行政施策について、足りないところはないか、今行っている施策がこれでよいか、そういったご意見を公、労、使の委員からお伺いし、そのご意見をふまえて今後の家内労働行政をどういうふう展開していくかを検討する。そういう目的で家内労働部会が設置されております。

部会長

ありがとうございました。

鶴委員

わかりました。

部会長

何かほかにありますか。

上野委員

課長の話のような位置づけであると、先ほど取り上げた、現在適用されている男子服製造業最低工賃で⑫、⑬、⑭以外に適用しなければいけないような工程を、新しく付加したり削除したりして、新たに求めていく必要があるのではないかと思います。

それともう一点思うのは、「家内労働のしおり」の4ページの届出のところの課長の話で、なかなか提出がされないという話だったと思うんですけど、提出がされないので事実が把握しにくく、労働局もお悩みでしょうが、ならばそれをどのようにして提出をさせる方法があるのか、そこに改善を加えるような検討ということをしないと、今細かく説明をしていただいた内容が、事実と大きく違うとは思いませんけれど、事実を反映していない部分があるとするならちょっと困るよねという印象を持ちますので、そういう検討というのは、やらなくてはならないんじゃないでしょうか。

賃金課長

工賃の工程の新設については先ほどお話ししました。

問題は届出で事実を補足しているのかということだと思うんですが、私は先ほど届出がなかなかされないから苦勞をしていると申しましたが、私どもとしては届出があるまで、少なくとも昨年届出たところについて、それから最近休んでい

るところ、しばらく委託はしませんというところを含めて、全数把握に努めておりまして、100パーセント把握を行っているつもりです。そのために届出の完了に2ヶ月以上かかるというのが現実です。

私どもから見える部分についてはそうなのですが、届出がされず、把握されていないものもいるんじゃないかということは当然考えられます。

それを補足するために、完全にはできないんですけど、監督署において臨検監督を行うときに、一般の事業場が委託者になっているところはないかを調べております。

それから、チラシで家内労働者を募集するということもあります。新聞折り込みのチラシで募集されるんですけど、福岡県下で1週間に1件程度内職募集の広告が出ます。家内労働であれば、事業を始めたらず「委託状況届」を出さなくてはならないものですから、すぐに出してくださいと督促する。などなどやりながら、補足に務めております。

部 会 長

ありがとうございました。非常に難しいところだと思います。

靄 委 員

委託者の立場として、ざっくばらんところで話させていただきますけれど、家内労働を行う理由というものは2種類あると思います。

コストを抑えたいということで、工場で雇い入れるよりも安く作業ができるというのが一つ。

もう一つは人手が足りないということです。季節性があり、一時期に集中する仕事というのは、例えば、工場の人間だけではとてもその期間内では仕上げられないということになり、そうなるはどこかにお願いしなければいけないということで、家内労働に頼っているわけです。どうしてもその期間に間に合わせたいという種類のものは、例えば工場内でする代わりだと考えれば、それだけの工賃は払えるわけですね。ところが、コストを下げるということになると、工賃はできるだけ抑えたいということになります。工場も中国とか安いところに出て行ってしまったために仕事が減っていると思うんですね。それと製品が安いものが入ってきているので国内で作る量も激減している。それらが相まって、家内労働が減ってきていると思うんです。

それから、食品は衛生ということもありまして、機械化の方向に変わってきています。これも家内労働が減少する理由になります。

コストを抑えないといけないということになれば、ジレンマで、少しでも高く払いたいけれど、ますます国内と国外の競争が激しくなって難しくなっている。

ユニクロのようにジーンズを800円台で販売するような時代に、家内労働者に高く払って競争できるかということ非常に難しくなっている。そういうのが実態でないかと思います。

部 会 長            ありがとうございました。

佐藤委員            質問ですけれど、資料の23ページで委託者が9とありますが、これは今労働局が把握している、男子服製造業で最低工賃が適用されるすべての委託者数と思ってよいのかというのが一点、それと18年の調査に比べ今回は数が減っていますが、これは単純に今まであった企業が少なくなったのか、それとも新しい企業が出てきて、それ以前の企業がなくなったのかわかれば教えていただきたい。

益村委員            それに関連して質問ですが、資料の25ページにあります第2表と「参考」を比べますと筑豊では委託者数が3から2に減っていますが、家内労働者数は33から42に増えています。ということは、平成18年調査時と委託業者の中身が変わっていると判断してよいのか、関連質問です。

部 会 長            調査対象委託者数9が福岡県の男子服製造業の委託者実数と同じか、これがすべてかということですね。

佐藤委員            そうです。

部 会 長            いかがでございましょう。

専門監督官         委託者の実数です。

部 会 長            それから、前の委託者の方がやめられたのか、別に新たな委託者が発生したのかということについてはいかがでしょう。

専門監督官         平成18年は委託者は10ございました。そのうちの北九州にある一つの業者がなくなりまして、委託者数は9となりました。

その9委託者について平成21年度は調査を行ったということでございます。

賃金課長            補足して申し上げます。

今9と申しましたが、集計上は8となっております。それは委託者9人のうち1人は家内労働者が0です。営業はしているが家内労働者は0ですので、集計から外しましてそのような数となっております。

部 会 長            先ほどの筑豊の委託者数ですが、いかがですか。委託者数の3が2になった。しかし家内労働者数は増加した。そのことの意味ですが。

賃金課長            後日お答えしようと思いますが、新規に始まったところはなかったと記憶して

おります。ですから筑豊の委託者は1名減ったということです。

益村委員 だけでも何らかの理由で家内労働者は増加したということですか。

賃金課長 そうです。

それから、調査の時点での家内労働者数を調べるのですが、必ずしも前の調査時に働いていた方が後の調査でもそっくりいらっしゃるとは限らなくて、流動しています。そういった出入りは毎月毎月あるだろうと思っています。

部会長 よろしいですか。ではほかに。

上島委員 家内労働者の工賃収入と普通の最低賃金による収入との比較に興味がありまして、資料で言うと32ページの第14表ですが、これによりますと家内労働者の方が1か月に何日働くのかというと、中位数としてちょうど20日、第15表では1日の労働時間が中位数で6時間45分、だから20日掛ける6時間45分掛ける、かりに最低賃金の680円をかけた場合、9万何がしになると思うんですけど、それと31ページの第13表によると工賃の平均月収の中位数で3万円と最低賃金の約3分の1くらいかなと思うんですよね。

この動きというものを時系列的に、できましたら次回の会合の時には何対何ということを知りたい。格差がだんだん広がってきているのか、縮まってきているのか、いわゆる平行線なのか、それが今後の審議に当たっての大事な部分としますので、そういう資料の作成も次回のときにはお願いしたいというのが私の希望です。

鶴委員 その件に関しまして申します。こういう繊維関係の家内労働というものは比較的安定していると思うんですよね。逆に食料品関係では、例えば、あるものについては1ヶ月に10日しかない、あるものは3ヶ月続く、そういうものがあるんで「月収」というとらえ方をした場合、例えば1週間しかしない作業で3万円の場合もあるし、1ヶ月して5万円の場合もある、そのへんが統計として難しいと思うんです。

だから種類を限定しないといけないという気がするんですけれど。

賃金課長 この調査は業種を絞っておりまして、3年ごとくらいですが最低工賃の改定をする年に実施します。

いつの時点进行调查するのかというのは問題でして、先ほど鶴委員から食料品は季節的業務だが、衣料品はそれに比べれば比較的コンスタントだろうとおっしゃっていただいたんですけど、やはりどんな業種でも波はあるんです。季節の食べ物の加工と言うことになれば、一月違えば全然ないということもあると思いま

すが、今回の男子服の調査でもそうなんです。

月をあわせてやればいいんですが、毎年毎年何月にする調査ならばそうできるんですが、そうではないんで、必ずしも同じ月に行っておりません。

そういうことで少しバラついて、3年前の数字に比べると今回調査した月は仕事の量が少ないということもあります。今回実施する時も、以前の調査と同じ月ではないんですけど、やむを得ず実施させていただきました。

今後も集計する時期が課題になると思っております。

部会長 ありがとうございます。はいどうぞ。

益村委員 私がお尋ねしようとしたのも実はその点です。

資料の31ページの表13以降は平成21年1月分のデータですけれど、3年前も6月さらにその前も6月となっていますので、できれば同じ6月で比較するとかしたほうが良いと思います。というのは32ページの第15表では1日の労働時間が1日当たり6時間43分と前の18年でも15年でもほとんど変わらないんですよ。ところが、14表の労働日数の平均値を見れば少ない。これは多分、1月というのは正月があるので、正月休みという季節的要因があるのかなと思っております。

また逆に正月休みを返上してやってくれというのであれば、第13表で、月収はもっと高い所にある人が多いはずですがそうではなく、月収の少ない人が多いということは、正月休みを返上して働くということはなかったと思っております。

今年の1月は経済的にいえば、昨年9月のリーマンショック以降の不況が今年の1月から3月にかけてどんときている、日本経済の一番悪かった時期がこの1～3月期なのでその影響がかなり大きいのかなと見ています。

そういう意味で、できれば同じ月で比較されたのがいいのかなと思っております。

部会長 ありがとうございます。他に何かありますか。

佐藤委員 資料の27ページ、第6表を見ると「糸くず取り」は最低工賃が58円と決まっています。ところがこの表では平均委託工賃額が54.7円となっています。これは一つの業者が5名の家内労働者に対して低い工賃を支払っているということで、このとおりであれば最低工賃の違反であるということによろしいですか。

賃金課長 おっしゃるとおりで、違反だと思います。

監督指導で調べてないものですから、このアンケート調査で断定することはできないんですが、少なくともアンケート調査でみる限りは違反だと思えました。

それで、事業場に対しましては、最低工賃はこうなっております。「糸くず取り」については58円ですから、それより低いようであれば引き上げてくださいとい

う文書は送りました。アンケート調査ではそこまでくらいしかできません。

部 会 長           私からも質問させてもらいますが、資料の27ページの第6表で「糸くず取り」の下「ボタン付け」の家内労働者の5人は47人の中に入っているんですね。

賃 金 課 長           そうです。

部 会 長           わかりました。

靱 委 員           素朴な質問ですが、男子服最低工賃の決め方というのは、どういう方法で決められるんですか。

賃 金 課 長           最低工賃を最初に決めるときは、まず現状として、現在どんな工程でどれくらいの金額が支払われているかを調べます。福岡県男子服製造業最低工賃は十何年前に決められた工賃で、6回改定してきております。一番最初に決められた時は、それぞれの工程で働いている方の工賃の、最低額とは思いませんけれど、低めのところで決定されたのであろうと思います。

それから、どれくらい稼げるのかということですが、最低賃金は現在1時間680円ですが、最低賃金で計算した金額と必ずしも同じくらいに稼げないといけないということではありません。先ほどの家内労働事例2の話ではないんですけど、テレビをつけたりしながらやっているような仕事ですから、やはり何割かは少ないということにはなると思います。

最終的には最低工賃は審議会の審議を経て決められます。

靱 委 員           話が他の部会のことまで及んでしまいましたが、今決まっている婦人服と男子服最低工賃はこうしてできているんですね。ありがとうございました。

部 会 長           よろしいでしょうか。いろいろな意見をいただきました。たとえば今回の目的は何かというとても重要なことをおたずねくださいます、私どももそこで確認させていただきました。

それから今も出ましたけれど、新しい工程というものはあるのかなのか、あるいはそういうものはどうなるのか、そういうご質問もあったと思います。

それから、今家内労働が減少しているということですが、その背景を含めてお互いに理解していくことが必要でないか、あるいは一番関心が強いところであろうと思いますが、賃金をどういうふうに評価と言いますか、良いとか悪いとか評価するときどこに指標を置いたらいいんだろうか、季節的なものもありまじょうし、素材的なものもあるし、それらをどう見るか、これは一番重要なことと思っております。それから委託者数の相違について、それはどうなっているのか、

などなどとても重要な意見、確認、指摘などをいただきました。

男子服製造業最低工賃が適用される作業工程に就いている家内労働者数は47人でして、この人数では廃止を検討する状況でもあります。今回の資料の男子服製造業家内労働実態調査における作業工程では⑫、⑬、⑭の工程が該当しておりますが、最低工賃が設定されている工程以外の作業工程の基準にもなっていることから、今後の適用家内労働者数の動きに注目して、廃止につきましてはするか否かを次回以降に判断することとしたいと思っています。

また、男子服製造業最低工賃が9年間改定されず、据え置きでございますが、その間の最低賃金は1時間当たり46円の引き上げがなされております。賃金労働者とのバランスを考えると、家内労働者の工賃も引き上げるべきではないかと考えます。しかし経済状況は、昨年の金融・経済危機以来依然として回復しておらず、特にこの業界は、海外の安い加工賃との競争が厳しく1円の引き上げも経営に影響するところでもあります。さらに、ここ2～3週間は、ドバイショック、急激な円高、デフレ宣言と経済不安が増している状況です。

最低工賃の改正は、福岡労働局長が福岡労働審議会に諮問することによって、最低工賃専門部会で審議されることとなりますが、その諮問の時期は、経済状況等の環境が整うまで待つこととし、諮問の時期の判断は事務局にお任せしようと思っております。いかがでしょうか。

今こうしてほしいということは、いろいろな意見も出ましたので、それらの整理もしていただかないといけませんので、ここで結論を出すのは難しいと考えられますがいかがでしょうか。

各 委 員

(異議なし)

部 会 長

それではよろしいということでございますので、今日の家内労働部会の審議結果を地方労働審議会あてに報告したいと思っております。

ほかに何かございませんか。

労働基準部長

ご挨拶を申し上げる前に上野委員から最低工賃の設定項目についてご質問がございましたのでそれにお答えします。

資料の36ページ、37ページをご覧ください。現在の最低工賃の工程、規格がありますが、かなり細分化されております。

規格の方はその時々で決まるものなのですが、工程の方は、かなり部分的になっておりますが、時々で変わってはいくものではありません。

資料の28ページの第7表に1着単位で委託している場合の委託単価がありますが、現在の最低工賃の各工程の金額を積み上げたものが、1着の金額になるかという検証はしておりません。工程につきましても、いくつかの工程が合わさって1つの工程になっているものもあるかもしれません。今回の調査では、現在の

工程に当てはまるものは2工程だけでした。

しかしながら、現行の工程以外でも、現在作業されているものが多いということであるのならば、最低工賃を新たに設定するということになりますので、そういう工程があれば調査をしていくことにしたいと考えています。

それから調査の実施時期についてですが、資料の34ページの家内労働者からの意見にもございましたが、1月、2月は仕事が無いというような状態ですので、調査の実施時期も今後の検討課題だと思っています。

では、簡単でございますが、ご挨拶を申し上げます。

本日は、家内労働施策全般にわたりましてご審議をいただき、ありがとうございます。本日各委員の皆様から頂きましたご意見につきましては、今後私たちが進める家内労働行政に十分反映をさせていきたいと思っております。

また、男子服製造業最低工賃につきましては、部会長からご説明がありましたように、本日各委員の皆様から賜りましたご意見をもとに、最近の経済状況も考慮に入れながら、改正諮問の時期を検討させていただきたいと思っています。

最後に委員の皆様には引き続き家内労働対策へのご支援、ご協力いただくことをお願い申し上げて、簡単でございますがお礼の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

部 会 長

それではここで、審議会を閉会させていただきます。お疲れ様でした。